

インボイス制度 (適格請求書等保存方式)

すべての個人事業主の方に関わるかもしれない、
令和5年(2023年)10月1日から導入される
消費税の大きな制度改正 です。

インボイス制度開始

令和5年10月1日～

登録申請書受付開始

令和3年10月1日～

- 今まで消費税の免税事業者であった 課税売上高が1,000万円以下の方も、この「インボイス制度」の導入により、消費税の申告が必要となる可能性があります。
- 事前に登録申請書の提出が必要となり、請求書や帳簿の記載方法が変わってきます。

消費税講習会

※8月、9月、10月開催の講習会と同じ内容です。次回の開催は、令和4年4月以降を予定しております。

テーマ：『インボイス制度の概要』（10月号の青色NEWSにて広報）

日 時：11月17日(水) ①10:00～11:30 ②13:30～15:00 (どちらも定員に達しました)

インボイス制度説明会の開催について

～熊本西税務署・熊本東税務署からのお知らせ～

開催日	開催時間	会場	予約方法ならびに予約受付期限
11月9日(火)	13:30～15:00	熊本東税務署 3階第3会議室	熊本東税務署法人課税第1部門 ☎ 096-369-5566 音声ガイダンスに沿って「2」を選択
12月16日(木)	10:00～11:30		11/4(木)17時迄 12/13(月)17時迄
11月18日(木)	14:00～15:30	熊本西税務署 熊本地方合同庁舎 A棟1階共同会議室	熊本西税務署法人課税第1部門 ☎ 096-355-1181 音声ガイダンスに沿って「2」を選択
12月16日(木)	14:00～15:30		11/11(木)17時迄 12/9(木)17時迄